令和８年１月21日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（不更新）

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事 ㈣第00281号	中小企業振興株式会社
東京都知事 ㈣第00121号	株式会社大倉商事
東京都知事 ⑶第31624号	株式会社コシダカプロダクツ

船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施

電波法（昭和25年法律第131号）第48条の２第２項第１号に規定する訓練の実施について、無線従事者規則（平成２年郵政省令第18号）第60条第２項の規定により次のとおり公示する。

令和８年３月５日　　総務大臣　林　　芳正

１　訓練の実施期日及び時間　令和８年７月15日（水）から同月17日（金）までの３日間、午前９時から午後４時まで

２　訓練の実施場所　〒185―8795　東京都国分寺市泉町２―11―16　総務省情報通信政策研究所

３　申請書（訓練を受けることとなる者の船舶局無線従事者証明の申請書をいう。以下同じ。）の受付期間及び来庁時の受付時間

⑴　受付期間　令和８年４月13日（月）から同年５月13日（水）まで。

なお、郵送により申請書を提出する場合は、令和８年５月13日（水）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

⑵　来庁時の受付時間　午前８時30分から午後５時15分まで（午後０時から午後１時までを除く。）。

なお、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

４　申請書の提出先　申請書は、無線従事者の免許を管轄する次の総合通信局又は沖縄総合通信事務所へ提出すること。

提出先	所在地
北海道総合通信局	〒060―8795 北海道札幌市北区北８条西２―１―１　札幌第１合同庁舎
東北総合通信局	〒980―8795 宮城県仙台市青葉区本町３―２―23　仙台第２合同庁舎
関東総合通信局	〒102―8795 東京都千代田区九段南１―２―１　九段第３合同庁舎
信越総合通信局	〒380―8795 長野県長野市旭町1108 長野第１合同庁舎
北陸総合通信局	〒920―8795 石川県金沢市広坂２―２―60　金沢広坂合同庁舎
東海総合通信局	〒461―8795 愛知県名古屋市東区白壁１―15―１　名古屋合同庁舎第３号館
近畿総合通信局	〒540―8795 大阪府大阪市中央区大手前１―５―44　大阪合同庁舎第１号館４階
中国総合通信局	〒730―8795 広島県広島市中区東白島町19―36
四国総合通信局	〒790―8795 愛媛県松山市味酒町２―14―４
九州総合通信局	〒860―8795 熊本県熊本市西区春日２―10―１　熊本地方合同庁舎Ａ棟
沖縄総合通信事務所	〒900―8795 沖縄県那覇市おもろまち２―１―１　那覇第２地方合同庁舎３号館４階

５　その他

⑴　訓練を受ける者が多い場合は、上記以外の期日にも訓練を行うことがある。

⑵　証明書の郵送を希望するときは、申請書を提出する際に、所要の郵便切手を貼付した返信用封筒を添えること。

⑶　申請書を提出する際に納めなければならない手数料の額は、2,450円である。

⑷　この訓練を受ける者が納めなければならない手数料の額は、19,900円である（別途交付する納付書により納付すること。）。

登録電子海図情報表示装置講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の五の規定に基づき次の電子海図情報表示装置講習を登録したので、同令第四条の二十二第一号の規定により、公示する。

令和八年三月五日　　国土交通大臣　金子　恭之

一　登録年月日　令和八年二月十七日

二　登録番号　第二十五号

三　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称　海上自衛隊第１術科学校

四　住所　広島県江田島市江田島町国有無番地

五　代表者の氏名　小杉　正博

六　登録電子海図情報表示装置講習事務を行う事務所の名称及び所在地

海上自衛隊第１術科学校

広島県江田島市江田島町国有無番地

登録船舶職員養成事務の廃止に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の七の規定に基づき、登録船舶職員養成事務を廃止する旨の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年三月五日　　国土交通大臣　金子　恭之

一　登録船舶職員養成施設の名称　一般財団法人　関門海技協会

二　廃止する登録船舶職員養成施設の種類　六級海技士（航海）第二種養成施設

三　廃止年月日　令和八年三月二十三日

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月五日　　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十四号

(三)　占用を制限する区域

区域	備考
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田字九本柳九一三番五から同町吉田字三本柳一二六番五まで	四

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　令和八年三月六日

(七)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所